評価実施　令和　6　年度	事務事業マネジメントシート				
事務事業名	文化芸術活動支援事業	主管部	教育部	主管課	生涯学習課
政策名	3 文化・生涯学習・スポーツ				
施策名	基本施策6　文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護				
予算科目	会計：一般　款：10　項：06　目：01　事業コード：015501 0	法令根拠	文化芸術基本法、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、国立市文化芸術条例		
事業期間	□ 単年度のみ　✔ 単年度繰返　□ 期間限定複数年度 → （　令和5　年度　～　　年度）				

事務事業の概要

事業内容	活動実績及び事業計画
補助金：文化芸術振興事業補助金 市内の団体等が開催する文化芸術イベント（音楽演奏会、オペラ、ゴスペル、絵画・写真・陶芸等の展覧会・展示会、自主制作映画等の上映会、古典芸能、大道芸、演劇・歌劇・ダンス、ワークショップ形式で行われる文化芸術イベント等）に係る経費について補助を行う。 補助率は4分の3、補助上限額は1件当たり15万円（予算の範囲内）。	令和6年度の実績（令和6年度に行った主な活動を具体的に記載） 10件の申請があった（全件採択）。申請総額1,061千円に対し予算額750千円に収まるよう按分し、結果として738千円を交付した。 令和7年度以降の事業計画（令和7年度以降に計画している主な活動を具体的に記 9件の申請があり、全件採択した。申請総額は1,231千円であったため、予算額750千円に収まるよう按分し交付決定通知を発出している。事業実績報告後、額の確定を行う。

1　現状把握の部（PLAN）（DO）

(1) 事務事業の目的

この事業を実施する経緯・背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）

市内の団体等が文化芸術イベントを開催した際にかかる経費について補助金を交付することにより、市民が文化・芸術とつながる機会を充実させ、あわせてアーティストの活動を支援することにつなげる。これにより、市が掲げる「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現を目指す。
事業開始当初の経緯としては、コロナ禍によって減少したアーティストの活動の場の確保という目的もあったが、コロナ禍後においては市民に身近な場で文化芸術活動が展開されることを主な目的としている。

事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）

◆補助事業者（市内の団体等）：金銭的な負担を軽減することで、文化芸術イベントを開催しやすくする。補助事業者の区分として、以下の二つを設けている。
（1）市内にある自治会、町内会等の地縁団体及び青少年育成地区委員会、国立市赤十字奉仕団、市内に所在する学校（保育施設を含む）の保護者会等の組織ならびに商店街等（以下「1号事業者」）
（2）1号事業者のほか、主に市内在住者、在勤者又は在学者で構成され、事務所又は活動の拠点が市内にある法人及び団体等（以下「2号事業者」）
このうち、2号事業者については、より幅広い芸術分野に触れられることを意図して対象としているが、高齢者、しょうがいしゃ、子育て世代の市民等が身近な環境で文化及び芸術に参加・鑑賞できるよう工夫されている事業であることを条件としている。
ただし、コンクール（審査会）形式や発表会形式で行われるもの、アーティストによる講演会（講演会のみ）、広く市民を対象としないものは対象外。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道筋

◆補助事業者：1号事業者については、補助事業を通じて市民が文化芸術とつながる機会を充実させるとともに、文化芸術を通じた地域でのつながりの創出が期待できる。2号事業者については、より多様な分野の文化芸術に市民が触れることができることに加え、事業者にとって当市を文化芸術活動の場と認知してもらうことで、「文化と芸術が香るまち」の実現につなげることができる。
◆アーティスト：コロナ禍によって活動機会が減少したアーティストの活動を、補助金によって間接的に支援することで、活動の場の確保を図る。
◆市民：公共ホール等の文化芸術施設が限られた環境下において、身近な地域で文化芸術に接する機会を得られる。

(2)各指標等の推移

項目	名称	単位		令和4年度（決算）	令和5年度（決算）	令和6年度（決算見込み）（A）	令和7年度（令和7年度目標値）（B）	目標年度（目標値）	差額（B）−（A）
① 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）	補助件数	ア	件	—	6	10	9		−1
	補助金額	イ	千円	—	506	738	748		10
② 対象指標（対象の大きさを表す指標）	国立市の総人口	ア	人	76,081	75,740	75,971	76,427		456
		イ							0
③ 成果指標（事務事業の達成度を表す指標）	補助事業への参加人数（全補助事業）	ア	人	—	421	1,184	1,300		116
		イ		—					0
④ 上位成果指標（施策の達成度を表す指標）	過去1年間に文化・芸術活動を鑑賞した市民の割合（かなり鑑賞／まあまあ鑑賞）	ア	%	—	44.3	44.3	47		2.7
	国立市が「文化的なまち」だと思う割合（思う／わりと思う）	イ	%	—	68	62.3	63		0.7

(3)事務事業コストの推移

項目			単位	令和4年度（決算）	令和5年度（決算）（A）	令和6年度（決算見込み）（B）	令和7年度（当初予算）	目標年度（目標値）	差額（B）−（A）
支出内訳	人件費	正規職員従事人数	人		1	1	1		0
		延べ業務時間	時間		51	75	69		24
		正規職員人件費計（C）	千円	0	204	300	276		96
		会計年度任用職員従事人数	人						0
		延べ業務時間	時間						0
		会計年度任用職員人件費計（E）	千円						0
	人件費計（F）		千円	0	204	300	276		96
	事業費	物件費・維持補修費	千円				20		96
		扶助費	千円						0
		補助費等	千円		506	740	750		234
		繰出金	千円						0
		その他（普通建設事業費・公債費・投資及び出資金等）	千円						0
	事業費計（G）		千円	0	506	740	770		234
	歳入	国庫支出金	千円						0
		都支出金	千円						0
		地方債	千円						0
		その他	千円						0
	歳入計（H）		千円	0	0	0	0		0
	事業費における一般財源（G）−（H）		千円	0	506	740	770		234

2　評価の部（CHECK）

必要性評価	① 事業の必要性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 妥当である　⇒【以下に理由を記入】 地域団体等が行う文化芸術事業に対する補助であり、公共性の観点から行政が実施する必要がある。コロナ禍において開始した事業ではあるが、地域団体等に対して補助金を交付することで、地域団体の創意工夫を活かしたアーティストの招聘等、地域のニーズに応じた独自の文化芸術事業を実施することに繋がっている。東京都が行っている補助はより広範な対象を想定しているため、当補助金で想定している補助事業者が補助を受けることが難しい実態がある。そのため、身近な地域で市民が文化芸術に触れる機会を充実させる方策としては、市による補助である必要がある。
有効性評価	② 事業の有効性 成果指標は目標を達成しているか？施策の目的に十分貢献しているか？成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☑ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 十分有効的である　⇒【以下に理由を記入】 成果指標を「補助事業への参加人数（全補助事業）」としているが、これは文化芸術事業に接する市民ののべ人数を意味することから、目標への達成度を測る直接的な指標であると考えられる。 また、本補助金を活用し、各種文化芸術活動が市内で実施されることで、市民が芸術に触れる機会が増加する。しかしながら、本補助金を毎年連続で獲得する団体があることは事実としてあり、より広く文化芸術活動を支援していく本補助金の目的の1つと合致しない点があり、検討の余地がある。またアーティストの活動支援について、本補助金以外のサポートも今後検討していく必要がある。
効率性評価	③ 事業の効率性 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）さらなる歳入を確保できないか？やり方を工夫して延べ業務時間数を削減できないか？成果を下げずに外部委託できないか？	□ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☑ 十分効率的である　⇒【以下に理由を記入】 現状では採択に際して審査会等の協議体を設けておらず、最低限の事務で実施している。 外部委託については、現状の最低限の事務では委託のメリットが薄いと考えている。
公平性評価	④ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☑ 見直し余地がある　⇒【以下に理由を記入】　⇒3 改革・改善方向の部に反映 □ 公平・公正である　⇒【以下に理由を記入】 令和5年度、6年度に連続で採択された団体は5団体（全補助事業者の50%）、令和6年度、7年度に連続で採択された団体は3団体（全補助事業者の33%）、3回連続で採択されている団体は2団体となっている。 ただし次回以降については、受益者（補助事業者）の公平性及び参加者の裾野を広げる観点から、連続交付回数に制限をかける等、要領の見直しを検討する。

⑤この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）

「今まで呼べなかったアーティストを招聘でき、より質の高い芸術に触れてもらえることにつながった」「文化芸術活動ももうおしまいだと思っていたが、補助金のおかげで事業が開催でき、次の世代にバトンを渡すことができそうである」「身近な場所での文化芸術活動が実施でき、地域のつながり作りにも役立つ」「アーティストと地元ギャラリーとのネットワーク形成のきっかけになる」といったご意見をいただいている。

⑥この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？

補助事業者にとっては文化芸術活動の展開、市民にとっては文化芸術活動に触れる機会の増進が実現できている。また、地域のつながりやアートに係るネットワーク形成といった副次的な効果も覗える。

3　評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）

(1) 評価結果

① 必要性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
② 有効性	□ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	□ 見直し余地あり
④ 公平性	□ 適切	☑ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

当補助金の申請金額が毎年増加（申請総額：令和6年度1,061千円、令和7年度1,231千円）していることからも、当補助金へのニーズの高さが窺え、地域で文化芸術にアクセスしやすい環境をつくることで、「文化と芸術が香るまちくにたち」の実現へとつなげる方策として有効であると考えられる。
一方で、受益者（補助事業者）の公平性の確保及び参加者の裾野を広げる観点から、要領の見直し等検討の余地がある。

(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載

☑ 改善策を検討・実施する　⇒【以下に具体的に記入】　□ 現状維持（担当課評価がすべて適切である場合）

有効性改善	【改善策】 本補助金を契機に、アーティストとの関わりをより一層強め、金銭面以外で市ならではのサポートを実施できるか検討する。	【改善策を実施した場合の効果】 アーティストのサポートすることで、最終的には市民が文化芸術に触れることができる機会増加に寄与する。
公平性改善	【改善策】 受益者（補助事業者）の公平性及び参加者の裾野を広げる観点から、連続交付回数に制限をかける等、補助金交付要領の見直しを検討したい。	【改善策を実施した場合の効果】 より多くの団体（多様な分野の文化芸術活動）に補助金を交付することができ、当補助金によって文化芸術に触れる市民の裾野が広がる。
	【改善策】	【改善策を実施した場合の効果】

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

補助金の趣旨に鑑み、補助金交付回数の制限については工夫が必要である。

(6) 令和8年度予算編成に向けて

【事業の方向性】 継続	【取組方針】 今年度と同様の予算規模で事業を実施するが、受益者（補助事業者）の公平性の確保及び参加者の裾野を広げる観点から、連続交付回数に制限をかける等、補助金交付要領の見直しを検討する。
【予算の規模(R7比較)】 現状維持	